

第176期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

場 所

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル 8階 彩雲の間

目 次

第176期定時株主総会 招集ご通知	1
----------------------	---

[添付書類]

事業報告	3
連結計算書類	29
計算書類	33
監査報告書	37

[株主総会参考書類]

第1号議案	剰余金の処分の件	43
第2号議案	定款一部変更の件	49
第3号議案	監査等委員でない取締役 9名選任の件	56
第4号議案	監査等委員である取締役 4名選任の件	63
第5号議案	監査等委員でない取締役の 報酬限度額設定の件	67
第6号議案	監査等委員である取締役の 報酬限度額設定の件	68
第7号議案	監査等委員でない取締役(社外取締役を除く。) および上席執行役員に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	69

(証券コード 9031)

平成28年6月8日

株 主 各 位

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役社長 倉 富 純 男

第176期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第176期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

73頁に記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル 8階 彩雲の間 |

3. 目的事項 報告事項

第176期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

第7号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および上席執行役員に対する株式報酬等の額および内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nishitetsu.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nishitetsu.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般の状況

わが国の経済は、世界経済の減速や、株価や為替の変動など、先行きに不透明感がみられるものの、企業業績や雇用情勢の改善が継続し、また訪日外国人の増加等もあり、緩やかな回復基調の中で推移しました。

このような情勢のなか、当社グループにおきましては、当連結会計年度を最終年度とする第13次中期経営計画の達成に向け、同計画に掲げるグループビジョン「グループ総合力の発揮による成長への挑戦」のもと、「新たな収益源の開拓」「強固な収益基盤の確立」「グループ総合力発揮のための体制整備」と、これらの戦略の根幹となる「CSR経営を文化とする企業風土の定着」の4つの重点戦略に取り組みました。

当社グループにおける当連結会計年度の営業収益は3,614億6千5百万円（前年度比0.6%減）、経常利益は225億8千万円（前年度比24.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は151億9千4百万円（前年度比46.5%増）となりました。

② 各セグメントの状況

当社グループは、当社、子会社79社および関連会社10社（平成28年3月31日現在）で構成され、運輸業、不動産業、流通業、物流業、レジャー・サービス業等を営んでいます。各セグメントにおける状況は次のとおりです。

ア. 運輸業

鉄道事業では、西鉄福岡（天神）駅～大橋駅間高架橋の耐震強化工事を進めるなど、安全性の向上に努めました。また、車両の代替やICカード対応型自動券売機の導入を進めるなど、利便性の向上を図りました。さらに、柳川観光列車「水都ーすいとー」の運行を開始したほか、三国が丘駅のリニューアルを行うなど、沿線の活性化と魅力向上に取り組みました。そのほか、増加する外国人旅行者への対応として西鉄福岡（天神）駅、太宰府駅、西鉄柳川駅に外国語案内スタッフを配置しました。

バス事業では、最新の事故防止装置を搭載した車両の導入や乗務員による

小集団活動をはじめとした事故防止への取り組みを進めるなど、安全性の向上に努めました。また、福岡空港国内線において航空機への旅客輸送を行うランプバスの運行を受託したほか、博多駅・福岡空港国際線ターミナル～太宰府間直行バス「太宰府ライナーバス旅人」の運行を強化するなど、収益力の向上に努めました。さらに、韓国、台湾において「SUNQパス」等の販売促進に努めるなど、インバウンドの拡大に向けた取り組みを行いました。

以上により、運輸業の営業収益は866億5千2百万円（前年度比3.4%増）、営業利益は72億5千1百万円（前年度比73.9%増）となりました。

イ. 不動産業

賃貸事業では、「ソラリアプラザ」や「天神コア」のリニューアルを行うなど、収益力の強化に努めました。また、「We Love 天神協議会」等の地域で活動する団体と連携したイベントを実施するなど、天神地区の集客力強化を図りました。さらに、福岡市とのPPP事業（官民共働事業）である中央児童会館等建替え整備事業に取り組み、本年4月1日に「西鉄天神CLASS」として開業しました。

住宅事業では、九州一の高さとなる分譲マンション「アイタワー」のほか、「サンリヤン」シリーズ等の分譲マンション349戸を販売するとともに、「サニーヴィラ」シリーズ等の戸建住宅や土地あわせて240区画を販売しました。また、リノベーションマンション28戸を販売しました。さらに、「サンカルナ福岡城南」等のシニアマンションの充足に努めました。

以上により、不動産業の営業収益は562億9千6百万円（前年度比3.4%減）、営業利益は100億9千6百万円（前年度比8.9%増）となりました。

ウ. 流通業

ストア事業では、「レガネット美鈴の杜」や既存店舗を建て替えた「レガネットガーデン東郷」等を開業したほか、「レガネット太宰府」等のリニューアルを行うなど、収益力の強化に努めました。また、特売日を毎週火曜日に設定するなど、お客さまに分かりやすい販売促進に努めました。

以上により、流通業の営業収益は808億2千5百万円（前年度比1.9%増）、営業利益は10億7千3百万円（前年度比253.7%増）となりました。

エ. 物 流 業

国際物流事業では、中国、インドにおいて営業拠点を新設するなど、国際ネットワークの拡充に努めました。また、金沢市において営業拠点を新設し、営業活動を強化するなど、収益力の向上に努めました。

以上により、物流業の営業収益は861億2千万円（前年度比3.2%減）、営業利益は24億6千8百万円（前年度比12.3%増）となりました。

オ. レジャー・サービス業

ホテル事業では、海外初出店となる「ソラリア西鉄ホテルソウル明洞」を開業しました。また、「西鉄イン博多」をビジネス層だけでなく幅広い層をターゲットとした新ブランド「西鉄ホテルグループ」としてリブランドするなど、競争力の強化に努めました。

旅行事業では、首都圏においてスキーツアーの販売を開始したほか、スポーツ関連の取り扱いを拡大するなど、収益力の向上に努めました。

娯楽事業では、水族館「マリンワールド海の中道」について、国土交通省九州地方整備局とPFI事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備運営事業）の事業契約を締結しました。

以上により、レジャー・サービス業の営業収益は387億7千2百万円（前年度比1.2%増）、営業利益は14億4千万円（前年度比10.8%減）となりました。

カ. そ の 他

ICカード事業では、当社ICカードシステムが宮崎交通(株)に採用されるなど、導入事業者の拡大に努めました。

また、車両整備関連事業等の各事業において、積極的な営業活動に努めました。

以上により、その他の営業収益は476億4千7百万円（前年度比9.3%減）、営業利益は9億3百万円（前年度比45.0%減）となりました。

以上のほか、増加する外国人旅行者への対応として、福岡空港ビルディング(株)、(株)三越伊勢丹ホールディングスおよび当社は、共同出資により新会社を設立しました。なお、同社は、ソラリアターミナルビル内の福岡三越において空港型免税店「FUKUOKA DUTY FREE TENJIN」を開業しました。

(2) 設備投資等の状況

- ① 当連結会計年度中に完成または取得した主要設備等
天神大牟田線車両新造（10両）（運輸業）
バス車両新造（乗合136両、貸切26両）（運輸業）
那の津高速バス・観光バス事業用施設新築工事（運輸業）
ソラリアプラザビル全館改装工事（不動産業）
西鉄天神CLASS新築工事（不動産業）
西鉄イン博多（西鉄ホテルクルーム博多）改装工事（レジャー・サービス業）
- ② 当連結会計年度末現在継続中の主要設備等の新設、拡充、改修
天神大牟田線春日原～下大利駅間連続立体交差工事（運輸業）
天神大牟田線雑餉隈駅付近連続立体交差工事（運輸業）
列車運行管理装置代替（運輸業）
サンカルナ三国が丘（仮称）新築工事（不動産業）
ホテル（京都）新築工事（レジャー・サービス業）
シュレッダープラント代替工事（その他）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが行った資金調達のうち主要なものは、当社において本年3月に発行した「第44回無担保社債」80億円および「第45回無担保社債」80億円です。

なお、当連結会計年度末の社債および借入金の残高は1,892億1千7百万円となり、前期末に比べて86億1千3百万円増加しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、生産年齢人口の減少や競争の激化等もあり、先行きが不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループでは、さらなる成長に向け今後10年の方向性を示した「にしていグループまち夢ビジョン2025」と、その第一歩となる3年間の実行計画として、第14次中期経営計画「“次のにしてい”へのさらなる挑戦～Moving forward to Next Stage in NNR～」を策定いたしました。

「にしていグループまち夢ビジョン2025」は、中核エリアである福岡において「交通」や「まちづくり」など地域マーケットビジネスを深化させ、まちの

発展をけん引するとともに、重点開拓エリアであるアジアにおいて地域マーケットビジネスの更なる開拓を進め、国際物流ビジネスと併せてグローバルビジネスの拡大を目指すものです。

第14次中期経営計画では、まち夢ビジョン2025の実現に向けて、重点戦略である「地域マーケットビジネスの深化」「地域マーケットビジネスの域外展開の加速」「国際物流ビジネスの拡大」「成長実現のための体制整備」を着実に実行し、企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、本年6月29日開催予定の第176期定時株主総会でのご承認を条件に、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。重要な業務執行の決定を幅広く代表取締役へ委任することを通じて、迅速な意思決定を実現するとともに業務執行に対する取締役会の監督機能の強化を可能とする監査等委員会設置会社へ移行することで、コーポレートガバナンスのより一層の強化を図ってまいります。

なお、各セグメントにおける具体的な取り組みにつきましては、次のとおりです。

① 運 輸 業

鉄道事業では、高架橋の耐震強化工事や列車運行管理装置の代替を進めるなど、安全を最優先した輸送サービスの提供に取り組んでまいります。また、自動券売機の多言語化や駅のナンバリング化を進めるなど、インバウンドの拡大に向けた取り組みを強化してまいります。さらに、新型車両9000形を導入するなど、利便性の向上を図ってまいります。そのほか、観光列車運行の検討を進めてまいります。

バス事業では、事故防止の取り組みを推進するなど、安全性の向上に努めてまいります。また、交通ネットワーク拡充のため、福岡市と連携し都心循環BRT（バス高速輸送システム）導入のための取り組みを進めてまいります。さらに、外国人旅行者をターゲットとした商品・サービスの拡充を図るなど、インバウンドの拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

② 不 動 産 業

賃貸事業では、天神地区の商業施設においてリニューアルを実施し、集客力の強化を図るとともに、福岡市から受託した「水上公園整備・管理運営事業」に取り組むなど、収益力の強化に努めてまいります。また、オフィスビル共用部のリニューアル工事をを行い、施設の魅力を向上させるなど、競争力の強化を

図ってまいります。そのほか、天神明治通り地区再開発の取り組みを進めてまいります。

住宅事業では、首都圏をはじめとした都市部や海外における新規物件の開発・販売により事業拡大を図るとともに、三国が丘（あすみ地区）における開発・販売を進めてまいります。また、シニアマンションの充足に取り組むなど、収益力の強化に努めてまいります。

③ 流通業

ストア事業では、新規出店を進めるほか、既存店舗のリニューアルを行うなど、収益力の強化に努めてまいります。また、セルフ精算レジの導入店舗を拡大し、レジ待ち時間の解消を図るなど、利便性の向上を図ってまいります。

④ 物流業

国際物流事業では、フランスやイタリア等に営業拠点の開設を進めるなど、国際ネットワークの拡充を図ってまいります。また、海運事業およびロジスティクス事業において取扱量の増大に向けた営業活動を推進するなど、収益力の向上に努めてまいります。

⑤ レジャー・サービス業

ホテル事業では、京都に建設中のプレミアムタイプの宿泊主体型ホテルや海外第2号店となる「ソラリア西鉄ホテルバンコク（仮称）」の開業準備を進めるなど、収益力の強化に努めてまいります。また、「西鉄イン新宿」のリニューアルを行うなど、競争力の強化に努めてまいります。

娯楽事業では、水族館「マリンワールド海の中道」について、PFI事業による運営を開始するとともに施設の大規模改修に取り組んでまいります。

⑥ その他

各事業におきまして、営業活動の強化と業務の効率化を図ってまいります。

以上のほか、本年よりアイランドシティにおいて、分譲マンションやシニアマンション等の住居施設とスーパーマーケット等の生活利便施設を一体とした開発に着手するほか、隣接地にバス営業所を新設するなど、当社グループの総合力を結集した魅力ある“まちづくり”を進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第173期 (平成24年度)	第174期 (平成25年度)	第175期 (平成26年度)	第176期 (平成27年度)
営 業 収 益	338,387 ^{百万円}	354,986 ^{百万円}	363,523 ^{百万円}	361,465 ^{百万円}
運 輸 業	84,018	84,572	83,770	86,652
不 動 産 業	54,830	59,082	58,288	56,296
流 通 業	80,970	80,942	79,297	80,825
物 流 業	70,015	76,642	89,001	86,120
レジャー・サービス業	36,963	38,696	38,301	38,772
そ の 他	46,696	53,324	52,561	47,647
調 整 額	△ 35,107	△ 38,274	△ 37,697	△ 34,849
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	9,194 ^{百万円}	11,332 ^{百万円}	10,374 ^{百万円}	15,194 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	23.28 ^円	28.70 ^円	26.27 ^円	38.48 ^円
総 資 産	413,998 ^{百万円}	444,007 ^{百万円}	472,734 ^{百万円}	491,675 ^{百万円}
純 資 産	119,497 ^{百万円}	127,526 ^{百万円}	143,181 ^{百万円}	150,902 ^{百万円}

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業
筑豊電気鉄道(株)	490 百万円	100 %	運輸業 (鉄道事業)
西鉄バス北九州(株)	450	100	運輸業 (バス事業)
(株)福岡交通センター	400	68.0	不動産業 (賃貸事業)
(株) スピナ	480	100	不動産業 (賃貸事業)
西鉄不動産(株)	312	100	不動産業 (その他不動産事業)
(株)西鉄ストア	420	100	流通業 (ストア事業)
NNR・グローバル・ロジスティクス (U.K.)	1,100 千ポンド	100	物流業 (国際物流事業)
NNR・ダクサー	1,533 千ユーロ	51.0	物流業 (国際物流事業)
NNR・グローバル・ロジスティクス (U.S.A.)	1,100 千ドル	100	物流業 (国際物流事業)
西鉄運輸(株)	100 百万円	100	物流業 (国内物流事業)
(株)西鉄シティホテル	30	100	レジャー・サービス業 (ホテル事業)
西鉄旅行(株)	100	100	レジャー・サービス業 (旅行事業)
西鉄エム・テック(株)	60	100	その他 (車両整備関連事業)

(注) 1. 出資比率は間接保有分を含んでいます。

2. (株)福岡交通センターは本年4月1日、博多バスターミナル(株)に会社名を変更しました。

(7) 主要な事業内容および事業施設等 (平成28年3月31日現在)

① 運輸業

ア. 鉄道事業

会社名 (所在地)	線名	営業キロ	駅数	客車車両数
当 社 (福岡市)	天神大牟田線	95.1km	62駅	316両
	貝塚線	11.0km	10駅	16両
筑豊電気鉄道(株) (福岡県中間市)	—	16.0km	21駅	32両

イ. バス事業

会社名(所在地)	営業キロ	営業所数	営業車両数
当社	4,399.0km	36カ所	1,895両 (乗合1,844両、貸切51両)
西鉄バス北九州(株) (北九州市)	730.5km	10カ所	542両 (乗合522両、 貸切14両、特定旅客6両)

- (注) 1. 営業車両数には、他社への賃貸車両数は含んでいません。
2. 営業キロは、乗合事業におけるキロ数を記載しています。

② 不動産業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
賃貸事業	当社	ソラリアターミナルビル、ソラリアプラザビル、ソラリアステージビル、チャチャタウン小倉、福岡ビル、西鉄薬院駅ビル、天神コアビル
	(株)福岡交通センター (福岡市)	博多バスターミナル
	(株)スピナ (北九州市)	飛幡ビル、プラント事業部ビル
住宅事業	当社	営業所 10カ所
その他不動産事業	西鉄不動産(株) (福岡市)	営業所 15カ所

- (注) (株)福岡交通センターは本年4月1日、博多バスターミナル(株)に会社名を変更しました。

③ 流通業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
ストア事業	(株)西鉄ストア (筑紫野市)	スーパーマーケット 56店舗

④ 物 流 業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
国際物流事業	当 社	営業所 56カ所、海外事務所 4カ所
	NNR・グローバル・ロジスティクス(U.K.) (英国)	営業所 8カ所
	NNR・ダクサー (ドイツ)	営業所 6カ所
	NNR・グローバル・ロジスティクス(U.S.A.) (米国)	営業所 18カ所
国内物流事業	西鉄運輸(株) (福岡市)	事業所 20カ所

⑤ レジャー・サービス業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
ホテル事業	当 社	西鉄イン 12店舗
		西鉄ホテルクルーム博多
		ソラリア西鉄ホテル銀座、ソラリア西鉄ホテル鹿児島
	(株)西鉄シティホテル (福岡市)	西鉄グランドホテル、ソラリア西鉄ホテル
旅行事業	西鉄旅行(株) (福岡市)	事業所 39カ所

⑥ そ の 他

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
車両整備関連事業	西鉄エム・テック(株) (福岡市)	事業所 4カ所、整備工場 40カ所

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減
運輸業	7,337名	△ 86名
不動産業	1,767	42
流通業	1,736	19
物流業	3,158	121
レジャー・サービス業	2,495	81
その他	1,565	11
合計	18,058	188

(9) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 日本政策投資銀行	26,548 百万円
(株) 福岡銀行	23,550
(株) みずほ銀行	23,214

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 396,800,930 株 (自己株式 1,925,756株を含む。)
- (3) 株 主 数 19,381 名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	38,191 ^{千株}	9.67 %
(株) 福 岡 銀 行	19,408	4.92
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	16,779	4.25
(株) み ず ほ 銀 行	15,782	4.00
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	15,047	3.81
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	10,269	2.60
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	7,556	1.91
第 一 生 命 保 険 (株)	7,526	1.91
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 (株)	4,762	1.21
(株) 三 井 住 友 銀 行	4,528	1.15

(注) 持株比率は、自己株式 (1,925,756株) を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における当社取締役の新株予約権等の保有状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の割当日	平成22年8月6日	平成23年8月5日	平成24年8月3日
新株予約権の数	147個	187個	200個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く。）	5名	6名	6名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 147,000株	当社普通株式 187,000株	当社普通株式 200,000株
新株予約権の払込金額	1株当たり 281円	1株当たり 263円	1株当たり 252円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月7日 ～平成52年8月6日	平成23年8月6日 ～平成53年8月5日	平成24年8月4日 ～平成54年8月3日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。		

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
新株予約権の割当日	平成25年8月2日	平成26年8月8日	平成27年7月31日
新株予約権の数	226個	251個	196個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く。）	8名	10名	12名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 226,000株	当社普通株式 251,000株	当社普通株式 196,000株
新株予約権の払込金額	1株当たり 310円	1株当たり 319円	1株当たり 517円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成25年8月3日 ～平成55年8月2日	平成26年8月9日 ～平成56年8月8日	平成27年8月1日 ～平成57年7月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。		

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		
竹島和幸	代表取締役	会長	学校法人西鉄学園 理事長、RKB毎日放送(株) 社外取締役、(株)正興電機製作所 社外監査役
倉富純男	代表取締役	社長	(株)福岡中央銀行 社外取締役
中尾和毅	代表取締役	副社長	業務全般 監査部、安全推進部、事業創造本部、西鉄グループ観光委員会担当 事業創造本部長
高崎繁行	取締役	専務執行役員	まちづくり・交通企画部、IT推進部、ホテル事業本部担当 ホテル事業本部長
部谷由二	取締役	専務執行役員	経営企画部、ストア計画室、西鉄ブランド委員会担当 黒崎播磨(株) 社外監査役
佐々木希	取締役	常務執行役員	自動車事業本部担当 自動車事業本部長
宮田克彦	取締役	執行役員	総務広報部、法務コンプライアンス部、人事部担当
庄崎秀昭	取締役	執行役員	鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長 (株)富士ピー・エス 社外取締役
北村慎司	取締役	執行役員	国際物流事業本部担当 国際物流事業本部長
清水信彦	取締役	執行役員	都市開発事業本部、天神委員会担当 都市開発事業本部長
松尾利浩	取締役	執行役員	住宅事業本部担当 住宅事業本部長
大格淳	取締役	執行役員	経理部担当 経理部長
張本邦雄	取締役		TOTO(株) 代表取締役会長兼取締役会議長
宮野祐輔	監査役	常任監査役	(常勤)
大黒伊勢夫	監査役		(常勤)
谷正明	監査役		(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長、(株)福岡銀行 代表取締役会長、RKB毎日放送(株) 社外取締役、西部瓦斯(株) 社外取締役
津上賢治	監査役		九電産業(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 平成27年6月26日、松尾利浩氏および大格淳氏は新たに取締役に就任しました。
 2. 取締役張本邦雄氏は社外取締役です。
 3. 監査役大黒伊勢夫氏、谷正明氏および津上賢治氏は社外監査役です。
 4. 取締役張本邦雄氏ならびに監査役大黒伊勢夫氏および津上賢治氏につきましては東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に定める独立役員として、両取引所に届け

出ています。

5. 当事業年度中の取締役の異動の状況は次のとおりです。
平成27年9月24日、社外取締役末吉紀雄氏は辞任により退任しました。同氏の当事業年度における重要な兼職は、コカ・コーラウエスト(株)代表取締役会長、福岡商工会議所会頭、ロイヤルホールディングス(株)社外取締役であります。
6. 当事業年度における社外役員の重要な兼職先との取引は次のとおりです。
 - (1) TOTO(株) 貨物取扱料受入等
 - (2) (株)福岡銀行 資金の借入等
 - (3) RKB毎日放送(株) 土地賃貸料受入等
 - (4) 西部瓦斯(株) 建物賃貸料受入等
 - (5) 九電産業(株) 建物賃貸料受入等
 - (6) コカ・コーラウエスト(株) 自動販売機設置料受入等
 - (7) 福岡商工会議所 会費の支払等
7. RKB毎日放送(株)は本年4月1日、(株)RKB毎日ホールディングスに会社名を変更しました。
8. 当社は執行役員制度を導入しています。
取締役兼務者以外の執行役員は次の5名です（平成28年3月31日現在）。
執行役員 小野 哲也 自動車事業本部副本部長兼計画部長
執行役員 後藤 雅彦 国際物流事業本部副本部長兼営業企画部長
執行役員 松原 章夫 国際物流事業本部アジア・オセアニア地域統括
執行役員 藤田 浩展 事業創造本部副本部長兼事業開発部長
執行役員 堀江 広重 都市開発事業本部副本部長兼企画開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役張本邦雄氏ならびに社外監査役谷正明氏および津上賢治氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	ストック オプション	
取 締 役	481	328	55	97	15
監 査 役	76	76	—	—	4
合 計 (うち社外役員)	558 (51)	405 (51)	55 (—)	97 (—)	19 (5)

(注) 1. 上記取締役の報酬等の種類別の総額には、使用人兼務取締役（1名）の使用人分給与10百万円（基本報酬8百万円、賞与2百万円）は含まれていません。

2. 上記賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。

② 当事業年度に支払った報酬等の額

第175期事業年度に係る賞与として、取締役11名（社外取締役を除く。）に対し64百万円を支払いました。

なお、この金額には、当該事業年度に係る事業報告に記載した賞与54百万円（役員賞与引当金繰入額）が含まれています。

③ 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役会において、上記方針について次のとおり決議しています。

当社の役員報酬制度は、企業価値の安定的かつ持続的な確保・向上に資するような体系としています。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、各取締役の役位等を勘案した固定報酬である基本報酬、当該事業年度の連結業績および各取締役の業績を勘案した賞与ならびに株主の皆様との利益意識を共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的とした株式報酬型ストックオプションの3本立てとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定しています。

社外取締役および監査役の報酬については、業績に直接的には関与しない職務の性質をふまえ基本報酬のみとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、社外取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議により決定しています。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	末吉 紀雄	平成27年9月24日の退任までに開催した取締役会8回中2回に出席し、業務を執行する経営陣から独立した立場で、企業経営者の観点から発言を行いました。
	張本 邦雄	当事業年度に開催した取締役会15回中13回に出席し、業務を執行する経営陣から独立した立場で、企業経営者の観点から発言を行いました。
監査役	大黒 伊勢夫	当事業年度に開催した取締役会15回中15回に、また、監査役会8回中8回に出席し、運輸行政における経験に基づき、当社の常勤監査役として、業務執行や意思決定の適正性を確保する立場から発言を行いました。
	谷 正明	当事業年度に開催した取締役会15回中11回に、また、監査役会8回中6回に出席し、企業経営者としての経験に基づき、業務執行や意思決定の適正性を確保する立場から発言を行いました。
	津上 賢治	当事業年度に開催した取締役会15回中15回に、また、監査役会8回中8回に出席し、企業経営者としての経験に基づき、業務執行や意思決定の適正性を確保する立場から発言を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
61百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、NNR・ダクサーは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。
 3. 監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の分析と評価、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、第44回無担保社債発行および第45回無担保社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

ア. 社員の過失による虚偽証明

イ. 監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しています。

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、下記のとおり決定する。

なお、これらの体制については、運用状況や内部監査報告等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役は、当社の定めるコンプライアンス方針を率先して遵守する。
 - イ. 取締役会を原則として月1回開催するほか必要に応じて開催することにより、取締役間の相互監視機能を確保する。
 - ウ. 執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督と業務執行の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督機能を高める。
 - エ. 必要に応じて意見を聞けるよう弁護士等の外部の専門家と契約を結ぶ。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 取締役および使用人の職務執行に係る文書その他の記録について、文書取扱規則に基づき関連資料とともに保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 各部門に関するリスクのうち重要なものについて、経営計画で対応策を策定し、その実施状況について毎年評価を行う。
 - イ. 全社的なリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、代表取締役が統括する部門横断組織を設置して対応する。
 - ウ. 自然災害や事故等の危機について、危機管理規程および緊急事態対応規程に基づき適切かつ迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会決議および職務権限規程に基づき社長の権限を副社長、執行役員および他の使用人に委譲し、専門性に基づく効率化、相互牽制による適正化を図る。
 - イ. 代表取締役および関係する執行役員で構成する経営会議を設置し、経営上

- の重要事項について方向性を決定するとともに、必要な報告を受ける。
- ウ. 代表取締役、部門担当執行役員および社長が指名する執行役員で構成する常務会を設置し、社長決裁事項その他重要事項について審議するとともに、業務執行状況の把握・監督を行う。
 - エ. 経営計画において具体的な数値目標を設定し、達成状況を毎月取締役会に報告する。
 - オ. 全社的に取り組むべき経営課題については必要に応じ部門横断組織を設置する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア. 法令・倫理遵守のための行動規範となるコンプライアンス方針を制定するとともに、具体的行動指針となるコンプライアンスマニュアルを定め配布する。また、その浸透を図るため代表取締役が統括する部門横断組織を設置し、教育・アンケートを実施する。
 - イ. 違反行為の早期発見・是正を図るため、社内外に内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の不利益取扱いを禁止する。
 - ウ. 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととし、その旨をコンプライアンス方針において明記する。
 - エ. 内部統制システムの整備・改善を推進するため、内部統制システムの運用状況の評価を毎年実施する。また、財務報告の信頼性向上のため、内部統制全般について各部門長を対象に自己評価を実施するとともに、関連業務における重要なリスクの洗い出しとコントロールの有効性の確認を行う。
 - オ. 業務の適法性と妥当性を確保するため、代表取締役直属の監査部による内部監査を実施する。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. グループ経営規程を制定し、事業分野ごとに区分した子会社を当社の関係部門が支援し、連携を図る主管部制の下、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - i. グループ全体のコンプライアンスが推進されるよう、社内規程やマニュアルの共通化、子会社を対象とする研修等を実施するとともに、一般管理部門による指導支援を行う。また、子会社が当社の内部通報窓口を利用できる環境を整え、通報者の不利益取扱いを禁止する。
 - ii. グループ経営規程に基づく子会社からの報告、必要に応じた監査部による調査等により、グループ会社の業務の状況の把握に努める。

- iii. 子会社に関するリスクのうち重要なものについて、子会社の経営計画の中で策定される対応策とその実施状況の報告を受ける。
 - iv. グループ全体に関するリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、当社代表取締役が統括する部門横断組織を設置し、グループ横断的に対応する。
 - イ. 会計、給与計算、福利厚生等の各社に共通する業務を効率化し、適正を確保するため、専門の子会社を設立し、集中処理を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 監査役の職務の補助、監査役会の事務を行うため、監査役の下に監査役室を設置し、専任の使用人5名以上を配置する。
 - イ. その他、監査役が関係部門の使用人に対し監査役の職務の補助を要請した場合は、その要請を最大限尊重する。
 - ウ. 監査役室に属する使用人の人事については、監査役と協議し、決定する。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役および使用人は、次の各号に定める事項について監査役に対し、直接または取締役会・常務会その他重要な会議を通じて説明、報告する。
 - i. 毎月の経営状況
 - ii. 社長決裁事項その他重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 内部通報窓口の運用状況・通報内容（子会社からの通報含む）
 - v. その他重要な事項
 - イ. 子会社の取締役、監査役および使用人は、次の各号に定める事項について当社の監査役に対し、直接または主管部を通じて説明、報告する。
 - i. 四半期ごとの経営状況
 - ii. 重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 独自の内部通報窓口を設置している場合は、その運用状況
 - v. その他重要な事項
 - ウ. 前二項の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益取扱いを行わない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項
監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、監査役の請求に応じて

これを支出する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実効性向上を図るため、内部監査を担当する監査部は監査計画立案に際し監査役と協議し、監査の経過および結果を報告する。

(2) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 職務執行の法令・定款適合性確保のための体制
コンプライアンスに関する施策について国内のグループ全従業員を対象としたアンケート調査を実施し、その結果に基づき改善策を策定しました。
- ② 職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
資料の保存・管理方法についての説明会を実施したほか、保存文書の再整理を行うなど、適正な管理に努めました。
- ③ 損失の危険の管理に関する体制
部門横断組織である西鉄グループ安全マネジメント委員会を中心とした活動を確実に実施しました。
また、大規模災害等の発生に対応するため、各種研修・訓練等を実施しました。
- ④ 職務執行の効率性確保のための体制
職務権限規程に基づく権限委譲を行うとともに、経営会議や常務会等の会議体を開催するなど、効率的な職務遂行に努めました。
- ⑤ 企業集団における業務の適正確保のための体制
上記のコンプライアンス、安全、大規模災害対応に関する取組みに加え、監査部がグループ会社国内16社、海外3社に対して内部監査を実施するとともに、国内グループ会社を対象に不祥事の予防策等をテーマとした研修を実施しました。
- ⑥ 監査役監査の実効性確保のための体制
内部監査を担当する監査部が監査計画立案に際し監査役と協議したほか、毎月開催する監査品質研究会にて内部監査の実施状況を報告するなど、監査役監査の実効性確保に努めました。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的内容の概要

① 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

変化の激しい時代にあって、当社が企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくためには、地域の交通機関として利用者および地域社会に支持され、より存在感のある企業グループとして発展していくことが必要です。そのために、当社は、『出逢いをつくり、期待をはこぶ』事業を通して、“あんしん”と“かいてき”と“ときめき”を提供しつづけ、地域とともに歩み、ともに発展します。」という「にしてつグループの企業理念」に基づき、①お客さまの期待に応え、何より安全で、良質なサービスを提供し続けていくこと、②人間性を尊重し、人を活かし育む「人を活かす経営」を実践していくこと、③時代の要請を的確にとらえ、社会の共感を得られる新しい事業価値を創造していくこと、④個性や自立性を尊重し、連携、協働しあってグループの総合力を発揮

していくことに努めております。

当社では、平成20年度に策定した「にしてつグループ将来ビジョン2018」の方向性を継承・発展させ、次の10年のさらなる成長を目指すために、新たに長期ビジョン「にしてつグループまち夢ビジョン2025」を策定しました。これは、「にしてつグループの企業理念」のもと、およそ10年後に目指すグループ像として長期的な経営の方向性を描いたものです。具体的には、中核エリアである福岡において「交通」や「まちづくり」など地域マーケットビジネスを深化させ、まちの発展をけん引するとともに、重点開拓エリアであるアジアにおいて地域マーケットビジネスの更なる開拓を進め、国際物流ビジネスと併せてグローバルビジネスの拡大を目指すものです。

あわせて、当社では、平成28年度からの3ヵ年計画である第14次中期経営計画「“次のにしてつ”へのさらなる挑戦～Moving forward to Next Stage in NNR～」を策定しました。本中期経営計画では、まち夢ビジョン2025の実現に向けて、重点戦略である「地域マーケットビジネスの深化」「地域マーケットビジネスの域外展開の加速」「国際物流ビジネスの拡大」「成長実現のための体制整備」を着実に実行し、企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

そのほか、当社では、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を1年としているほか、従来より業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役を2名選任しております。また、監査役につきましても、独立性のある社外監査役を2名選任しております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っております。

※平成27年9月24日に末吉紀雄氏が辞任により取締役を退任したことに伴い、社外取締役は1名となりました。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、株主の皆様の承認を条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を従前の内容を一部改定のうえ更新することを決議し、同年6月26日開催の第175期定時株主総会（以下「第175期定時株主総会」といいます。）において、当該対応策を更新することの承認を得ております（以下、変更後の当該対応策を「本プラン」といいます。）。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約2分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、原則として、第175期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社のにしてつグループまち夢ビジョン2025、第14次中期経営計画およびコーポレートガバナンスの強化のための上記施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、上記基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、同じく上記基本方針に沿うものです。さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、第175期定時株主総会において株主の承認を得たうえ更新されたものであること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けられるものとされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められたうえ、当社株主総会により廃止できるものとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されております。したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	117,182	流 動 負 債	143,282
現金及び預金	38,415	支払手形及び買掛金	41,113
受取手形及び売掛金	38,178	短期借入金	37,017
リース投資資産	124	1年以内償還社債	8,000
販売土地建物	26,127	未払消費税等	2,704
商品及び製品	3,791	未払法人税等	4,638
原材料・その他貯蔵品	1,968	前受金	22,337
仕掛品・未成工事支出金	799	賞与引当金	5,534
繰延税金資産	3,080	役員等賞与引当金	97
その他の流動資産	4,933	ポイント引当金	40
貸倒引当金	△ 237	リース債務	693
		その他の流動負債	21,105
固 定 資 産	374,493	固 定 負 債	197,490
有形固定資産	328,191	社 債	58,000
建物及び構築物	169,349	長期借入金	86,199
機械装置及び車両運搬具	19,509	繰延税金負債	1,002
土地	101,729	ポイント引当金	82
リース資産	2,115	役員等退職慰労金引当金	230
建設仮勘定	29,335	旅行券等引換引当金	158
その他の有形固定資産	6,151	退職給付に係る負債	24,599
無形固定資産	4,312	リース債務	2,149
無形固定資産のれん	3,787	資産除去債務	518
リース資産	216	預り保証金	24,356
投資その他の資産	308	その他の固定負債	194
投資有価証券	41,989	負 債 合 計	340,772
退職給付に係る資産	26,730	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,978	株 主 資 本	142,551
リース投資資産	6,956	資 本 金	26,157
その他の投資その他の資産	303	資 本 剰 余 金	12,903
貸倒引当金	6,490	利 益 剰 余 金	104,205
	△ 469	自 己 株 式	△ 715
		その他の包括利益累計額	4,873
		その他有価証券評価差額金	7,246
		繰延ヘッジ損益	△ 31
		為替換算調整勘定	735
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,077
		新株予約権	479
		非支配株主持分	2,998
		純 資 産 合 計	150,902
資 産 合 計	491,675	負 債 ・ 純 資 産 合 計	491,675

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		361,465
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	309,905	
販売費及び一般管理費	28,217	338,122
営 業 利 益		23,342
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	705	
持分法による投資利益	269	
為替差益	245	
その他	719	1,939
営 業 外 費 用		
支払利息	2,148	
その他	553	2,701
経 常 利 益		22,580
特 別 利 益		
固定資産売却益	714	
受託工事金受入額	623	
負担金等受入額	562	
独禁法関連支払和解金一部返戻	1,189	
その他	151	3,241
特 別 損 失		
固定資産圧縮額	1,199	
固定資産除却損	568	
減損損失	326	
その他	144	2,239
税金等調整前当期純利益		23,583
法人税、住民税及び事業税	7,461	
法人税等調整額	578	8,040
当 期 純 利 益		15,542
非支配株主に帰属する当期純利益		348
親会社株主に帰属する当期純利益		15,194

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	26,157	12,914	91,986	△ 677	130,380
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 2,974		△ 2,974
親会社株主に帰属 する当期純利益			15,194		15,194
自己株式の取得				△ 41	△ 41
自己株式の処分		△ 0		3	3
連結子会社株式の 持分変動による増減		△ 11			△ 11
利益剰余金から 資本剰余金への振替		0	△ 0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		△ 11	12,219	△ 37	12,170
当 期 末 残 高	26,157	12,903	104,205	△ 715	142,551

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	9,914	0	1,026	△1,398	9,542	384	2,874	143,181
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△2,974
親会社株主に帰属 する当期純利益								15,194
自己株式の取得								△ 41
自己株式の処分								3
連結子会社株式の 持分変動による増減								△ 11
利益剰余金から 資本剰余金への振替								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,667	△ 32	△ 290	△1,678	△4,669	95	124	△4,449
当期変動額合計	△2,667	△ 32	△ 290	△1,678	△4,669	95	124	7,720
当 期 末 残 高	7,246	△ 31	735	△3,077	4,873	479	2,998	150,902

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	86,943	流動負債	139,445
現金及び預り金	28,343	短期借入金	68,153
受取手形	20	1年以内償還社債	8,000
未収運賃	1,625	リース債	50
未収金	17,522	未払費用	22,619
短期貸付	548	未払消費税等	2,065
販売土地建物	8,138	未払法人税等	1,069
貯蔵品	26,237	預り金	3,608
前払費用	883	預り金	49
繰延税金資産	473	前受	3,227
その他の流動資産	1,162	前受	1,919
貸倒引当金	2,008	前受	21,390
	△ 18	賞与引当金	518
		役員等賞与引当金	2,005
		1年以内返還預り保証金	62
		従業員預り金	3,173
		その他の流動負債	1,045
			484
固定資産	342,949	固定負債	175,705
鉄道事業固定資産	68,271	長期借入金	58,000
自動車事業固定資産	23,959	リース債	85,073
兼業固定資産	157,774	長期未払金	77
各事業関連固定資産	2,830	繰延税金負債	145
建設仮勘定	29,053	ポイント引当金	943
投資その他の資産	61,060	退職給付引当金	82
関係会社株式	19,660	関係会社事業損失引当金	8,930
投資有価証券	24,083	資産除去債	502
関係会社出資金	768	預り保証金	117
出資金	0		21,833
長期貸付金	13,313	負債合計	315,151
長期前払費用	116	(純資産の部)	
前払年金費用	749	株主資本	107,158
その他の投資その他の資産	2,426	資本	26,157
貸倒引当金	△ 58	資本剰余金	12,914
		利益剰余金	12,914
		利益準備金	68,802
		利益準備金	5,054
		その他利益剰余金	63,747
		特別償却準備金	120
		固定資産圧縮積立金	4,341
		別途積立金	45,150
		繰越利益剰余金	14,135
		自己株式	△ 715
		評価・換算差額等	7,104
		その他有価証券評価差額金	7,104
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		新株予約権	479
		純資産合計	114,741
資産合計	429,893	負債・純資産合計	429,893

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
鉄道事業	
営業収益	21,554
営業費用	18,406
営業利益	3,148
自動車事業	
営業収益	37,701
営業費用	36,710
営業利益	991
兼業	
営業収益	80,718
営業費用	71,053
営業利益	9,664
全事業営業利益	13,804
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,813
その他の	469
営業外費用	
支払利息	2,163
その他	242
経常利益	14,681
特別利益	
固定資産売却益	714
受託工事金受入額	623
負担金等受入額	149
独禁法関連支払和解金一部返戻	1,189
特別損失	
固定資産圧縮額	799
固定資産除却損	568
その他	439
税引前当期純利益	15,551
法人税、住民税及び事業税	4,253
法人税等調整額	442
当期純利益	10,856

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利 益 準 備 金	利益剰余金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金			
						特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	26,157	12,914		12,914	5,054	157	3,623	42,150	9,922
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当									△ 2,961
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩						△ 36			36
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立 て							718		△ 718
別 途 積 立 金 の 積 立 て								3,000	△ 3,000
当 期 純 利 益									10,856
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			△ 0	△ 0					
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			0	0					△ 0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計						△ 36	718	3,000	4,212
当 期 末 残 高	26,157	12,914		12,914	5,054	120	4,341	45,150	14,135

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	利益 剰余金 合計							
当期首残高	60,908	△ 677	99,302	9,584	△ 0	9,584	384	109,270
当期変動額								
剰余金の配当	△ 2,961		△ 2,961					△ 2,961
特別償却準備金の取崩								
固定資産圧縮 積立金の積立て								
別途積立金の積立て								
当期純利益	10,856		10,856					10,856
自己株式の取得		△ 41	△ 41					△ 41
自己株式の処分		3	3					3
利益剰余金から 資本剰余金への振替	△ 0							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				△ 2,480	0	△ 2,480	95	△ 2,384
当期変動額合計	7,894	△ 37	7,856	△ 2,480	0	△ 2,480	95	5,471
当期末残高	68,802	△ 715	107,158	7,104	△ 0	7,104	479	114,741

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金子 一昭 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渋田 博之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 宏文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋田 博之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第176期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、子会社については上記に加えて、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会社法第362条第4項第6号に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

西日本鉄道株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 宮野 祐輔 ㊟

監査役(常勤) 大黒 伊勢夫 ㊟

監査役 谷 正明 ㊟

監査役 津上 賢治 ㊟

(注) 監査役大黒伊勢夫、監査役谷正明及び監査役津上賢治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、安定配当を維持することを基本とし、今後の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保の充実等を勘案して行ってまいりたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、このような考え方のもと、業績等に鑑み、1株につき3円50銭といたしたいと存じます。これにより、中間配当3円50銭とあわせた年間配当は1株につき7円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭 総額 1,382,063,109円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 7,000,000,000円

第2号議案から第7号議案までに共通する参考事項

当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。第2号議案から第7号議案までの議案は、いずれも当該移行に関連するものですので、これらを提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴および当社が監査等委員会設置会社への移行を選択するに至った理由等について、ご説明申し上げます。

○監査等委員会設置会社の特徴

- ・監査等委員会設置会社には、従来の監査役、監査役会が置かれず、代わりに、3人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。
- ・監査等委員である取締役は、株主総会にて監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有する取締役として、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。
- ・監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べるができる権限を有します。
- ・監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部、または一部を取締役に委任することができます。これにより、迅速な経営の意思決定が可能となる一方、取締役会は業務執行に対する監督に重点を置いた運営が可能となります。

○監査等委員会設置会社への移行の理由

当社は「にしてつグループの企業理念」のもと、安全、安心な「交通サービスの提供」と地域の発展に貢献する「まちづくり」を中核とする事業特性を踏まえながら、お客さま、地域社会、株主等のステークホルダーの期待に応える経営を行っていくため、透明・公正かつ迅速・果断な経営の意思決定を行うための実効的な仕組みの確保・充実に努め、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すことをコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としています。

当社では、従来から当社と利害関係のない社外取締役の選任と執行役員制度の導入により取締役会の監督機能を強化し、業務執行機能の適正性を確保するとともに、社外監査役を含む監査役会と内部監査部門との連携により監査の実効性を高めることで、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいりましたが、持続的な成長および中長期的な企業価値向上のためには、コーポレートガ

バランスのより一層の強化が必要と考えております。

重要な業務執行の決定を幅広く取締役へ委任することを通じて、迅速な経営の意思決定の実現と業務執行に対する取締役会の監督機能の強化を可能とする監査等委員会設置会社は当社のコーポレートガバナンスにより相応しい機関設計であると考え、監査等委員会設置会社に移行することとしたものであります。

○執行役員制度の見直し

監査等委員会設置会社への移行にあわせ、業務執行と監督の役割をこれまで以上に明確化し、各機能の強化を図るため、執行役員制度の見直しを実施いたします。

見直しの概要は次のとおりです。

- ・社長および副社長を執行役員として位置付けるとともに、社長執行役員以下、経営陣として業務執行を統括する執行役員を上席執行役員と呼称することといたします。
- ・上席執行役員の区分は社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員とします。
- ・社長執行役員および副社長執行役員は監査等委員でない取締役を兼務し、その他の上席執行役員は必要に応じて監査等委員でない取締役を兼務することとします。
- ・その他の執行役員は、原則として上席執行役員の指揮の下で業務を執行しますが、必要に応じて経営陣に加わり、監査等委員でない取締役を兼務することがあります。
- ・上席執行役員および執行役員の選任は取締役会決議によるものとし、その任期は1年とします。

○役員報酬制度の見直し

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションの3本立てとしておりますが、監査等委員会設置会社への移行にあわせ、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）につきましても、企業価値の安定的かつ持続的な向上への貢献意欲をより一層高めるため、業績連動報酬の割合を拡大するとともに株式報酬制度の見直しを実施いたします。また、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬につきましても、適切な見直しを実施いたします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員報酬に関する考え方（以下「役員報酬ポリシー」という。）は次のとおりです。

「役員報酬ポリシー」

1. 目的

当社の取締役および上席執行役員に対する報酬は、以下の内容を基本方針とし、当該方針に基づいて報酬を支給します。

- ・「[にしてつグループの企業理念]の実現を通じた企業価値の安定的かつ持続的な向上に資する内容であること
- ・優秀な人材を登用、確保するために相応しい内容であること
- ・透明性、公正性の高い報酬制度とし、ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること

2. 水準

報酬水準については、当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や他社水準等を考慮のうえ、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう設定します。

3. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および上席執行役員（以下「対象者」という。）の報酬

(1) 報酬構成

以下の割合を目安として構成します。

基本報酬：60%、短期業績連動賞与：13%、中期業績連動賞与：12%、株式報酬：15%

①基本報酬

基本報酬は、各対象者の役位および職責に応じて支給額を決定します。

②短期業績連動賞与

短期業績連動賞与は、各事業年度における各対象者の業務執行に対する報酬です。

中期経営計画で定める目標指標の各事業年度における達成度等に応じて支給額が変動する仕組みであり、持続的な業績向上に向けて適正に動機づけすることを目的としています。

なお、事業部門を担当する対象者については、各担当部門の業績を加味して支給額を決定します。

③中期業績連動賞与

中期業績連動賞与は、3事業年度にわたる各対象者の業務執行に対する報酬です。

3事業年度前と比較した連結EBITDA(※)の上昇率に応じて支給額が変動する仕組みであり、短期的な目線のみならず、中期的な目線でのインセンティブとして中長期的な企業価値向上に寄与することを目的としています。

(※)EBITDAは、営業利益+減価償却費+のれん償却費(営業費)の数式により算出します。

④株式報酬

株式報酬は、信託を通じて、各対象者に対して退任時に株式を交付する制度です。

中期経営計画で定める目標指標の達成度に基づき交付株式数が変動する仕組みであり、株主と利益意識を共有するとともに、経営計画の実行を通じた企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的としています。

なお、中期経営計画の目標指標は、当社ホームページ等で公表しています。

(2) 報酬決定のプロセス

対象者の報酬の決定にあたっては、代表取締役が事前に社外取締役に見解を聴取したうえで、その意見を尊重して原案を決定し、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定します。

4. 監査等委員である取締役および社外取締役の報酬

監査等委員である取締役および社外取締役については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定します。

○第2号議案から第6号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款に監査等委員会を設置する旨を定めるほか、所要の変更を加える必要があります。第2号議案「定款一部変更の件」は、このための変更を、その他の変更とあわせ、ご提案するものであります。

また、当社は、監査等委員会設置会社への移行にあたり、重要な業務執行の決定を幅広く取締役へ委任することを予定しております。これにより業務執行に対する監督が取締役会の主な役割となりますが、取締役会がこの役割を果たしていくためには、その構成員である取締役の員数を適切な数とするとともに、社外取締役および監査等委員である取締役の割合を一定程度確保することが必要であると考えております。

現在の当社の役員は取締役13名および監査役4名で構成されておりますが、監査等委員会設置会社移行後初年度におきましては、監査等委員である取締役を含めた取締役の総員数を13名（うち社外取締役5名）とし、実査を中心とした監査役監査の長所の維持という観点から、監査等委員である取締役の員数を、現在の監査役と同数の4名といたしたいと存じます。

なお、監査等委員会設置会社においては、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任することから、第3号議案では監査等委員でない取締役9名の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役4名の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬限度額も、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めることから、第5号議案では監査等委員でない取締役の報酬限度額を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬限度額を、それぞれご提案するものであります。

○第7号議案について

前述の役員報酬ポリシーに則り、現行の株式報酬型ストックオプションに代えて、新たな株式報酬制度の導入をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社では、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これにともない、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、条数の繰下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更については、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 〔条文省略〕	第1条～第3条 〔現行どおり〕
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	〔削 除〕
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第6条 〔条文省略〕	第5条～第6条 〔現行どおり〕
第2章 株 式	第2章 株 式
第7条～第13条 〔条文省略〕	第7条～第13条 〔現行どおり〕

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条〔条文省略〕</p> <p>(招集権者および議長) 第17条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第18条～第20条〔条文省略〕</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第21条 当社の取締役は、<u>16</u>名以内とする。 〔新 設〕</p> <p>(選任方法) 第22条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条〔現行どおり〕</p> <p>(招集権者および議長) 第17条 株主総会は、<u>社長執行役員</u>である取締役がこれを招集し、議長となる。 2 <u>社長執行役員</u>である取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第18条～第20条〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第21条 当社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。 2 <u>前項</u>の取締役のうち、<u>監査等委員</u>である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第22条 取締役は、<u>監査等委員</u>である取締役と<u>監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>[新 設]</p>	<p>(任 期)</p> <p>第23条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から<u>取締役会長1名</u>を定めることができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって<u>社長執行役員以下の執行役員を選任し、業務を分担して執行させる</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 [条文省略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、社長執行役員である取締役が、社長執行役員である取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 [現行どおり]</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程) 第28条〔条文省略〕</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第30条〔条文省略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>〔新 設〕</p> <p>〔新 設〕</p>	<p>(取締役会規程) 第30条〔現行どおり〕</p> <p>(報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第32条〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(<u>常勤の監査等委員および常任監査等委員</u>) 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u> 2 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常任監査等委員を定めることができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新 設]</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第31条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第32条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>2 <u>監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">〔削 除〕</p> <p>〔削 除〕</p> <p>〔削 除〕</p> <p>〔削 除〕</p> <p>〔削 除〕</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) 第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条 〔条文省略〕</p>	<p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条 〔現行どおり〕</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結のときをもって取締役全員（13名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して監査等委員でない取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たけしま かず ゆき 竹島和幸 (昭和23年11月23日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役常務執行役員 平成19年6月 当社取締役専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役 (株)正興電機製作所 社外監査役	64,000株
	(候補者とした理由) 同氏は、平成15年6月に取締役に就任して以来13年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。 また、平成20年6月に代表取締役社長、平成25年6月に代表取締役会長に就任し、当社の経営を担うとともに、平成25年6月からは取締役会議長として取締役会の議題の選定や意見の取りまとめ等、適切な議事運営にあっております。 同氏が、これらの豊富な経験と知見に基づき、代表取締役会長として当社の経営全般を統括するとともに、取締役会議長として取締役会の適切な議事運営にあたることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することができるものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
2	くら とみ すみ お 倉 富 純 男 (昭和28年8月13日生)	昭和53年 4 月 当社入社 平成20年 6 月 当社取締役執行役員 平成23年 6 月 当社取締役常務執行役員 平成25年 6 月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)福岡中央銀行 社外取締役	42,000株
3	ひ や ゆう じ 部 谷 由 二 (昭和32年1月10日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成15年 7 月 当社経理部付部長 平成16年 7 月 当社都市開発事業本部ビル事業部長 平成18年 7 月 当社流通ストア計画室長 平成19年 6 月 当社経理部長 平成20年 6 月 当社取締役執行役員 平成24年 6 月 当社取締役常務執行役員 平成26年 6 月 当社取締役専務執行役員 現在に至る (担 当) 経営企画部、ストア計画室、西鉄ブランド委員会 担当 (重要な兼職の状況) 黒崎播磨(株) 社外監査役	33,000株
	(候補者とした理由) 同氏は、昭和54年の入社以来、主に経理業務や都市開発事業に従事し、現在は専務執行役員として経営企画部、ストア計画室および西鉄ブランド委員会を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しています。 また、平成20年6月以降は取締役として経営に参画しております。 これらの豊富な経験と知見により、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるうえ、社長を補佐し、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資することができるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>たか さき しげ ゆき 高崎 繁行 (昭和30年1月7日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成17年7月 当社企画部長 平成18年7月 当社経営企画本部経営企画部長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 平成26年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) まちづくり・交通企画部、IT推進部、ホテル事業本部担当 ホテル事業本部長</p>	30,000株
<p>(候補者とした理由) 同氏は、昭和55年の入社以来、主に都市開発事業や経営企画業務に従事し、現在は専務執行役員としてまちづくり・交通企画部、IT推進部およびホテル事業本部を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しています。 また、平成20年6月以降は取締役として経営に参画しております。 取締役会にこれらの豊富な経験や知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>			
5	<p>みや た かつ ひこ 宮田 克彦 (昭和31年6月20日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成17年6月 西鉄高速バス(株)代表取締役社長 平成18年7月 当社自動車事業本部グループ事業部長 平成19年7月 当社自動車事業本部業務部長 平成20年6月 当社執行役員人事部長 平成25年6月 当社取締役執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) 総務広報部、法務コンプライアンス部、人事部担当</p>	28,180株
<p>(候補者とした理由) 同氏は、昭和55年の入社以来、主に人事業務に従事し、当社子会社である西鉄高速バス(株)や西鉄ウィリアクト(株)において代表取締役社長を務め、現在は執行役員として総務広報部、法務コンプライアンス部および人事部を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しているほか、子会社の経営者としての経験も有しております。 また、平成25年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。 取締役会にこれらの豊富な経験や知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	しょう ぎき ひで あき 庄 崎 秀 昭 (昭和34年11月10日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成19年 7 月 当社鉄道事業本部計画部長 平成20年 6 月 筑豊電気鉄道(株)代表取締役社長 平成21年 6 月 当社鉄道事業本部運輸車両部長 平成24年 6 月 当社執行役員鉄道事業本部副本部長 兼計画部長 平成25年 6 月 当社取締役執行役員 現在に至る (担 当) 鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長 (重要な兼職の状況) (株)富士ピー・エス 社外取締役	19,000株
(候補者とした理由) 同氏は、昭和57年の入社以来、主に鉄道事業に従事し、当社子会社である筑豊電気 鉄道(株)代表取締役社長を務め、現在は執行役員として鉄道事業本部を担当するなど、 鉄道事業における豊富な業務経験と実績を有しているほか、子会社の経営者として の経験も有しております。 また、平成25年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。 交通サービスにおける安全の確保という観点から、取締役会にこれらの経験や知見 に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を 強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者といたしました。			
7	※ しょう やま かず とし 庄 山 和 利 (昭和37年5月14日生)	昭和62年 4 月 当社入社 平成14年 7 月 当社秘書室課長 平成19年 7 月 当社経理部財務課長 平成22年 7 月 当社経営企画本部経営企画部長 平成24年 7 月 当社自動車事業本部営業部長 平成25年 7 月 当社自動車事業本部営業企画部長 平成27年 6 月 西鉄高速バス(株)代表取締役社長 現 在に至る	9,000株
(候補者とした理由) 同氏は、昭和62年の入社以来、主に自動車事業や経営企画業務に従事し、経営企画 本部経営企画部長、自動車事業本部営業部長、同事業本部営業企画部長を務め、現 在は当社子会社である西鉄高速バス(株)代表取締役社長を務めるなど、当社における 豊富な業務経験と実績を有しているほか、子会社の経営者としての経験も有して おります。 交通サービスにおける安全の確保という観点から、取締役会にこれらの経験や知見 に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を 強化することが期待できるため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	<p>はりもとくにお 張本邦雄 (昭和26年3月19日生)</p>	<p>平成15年6月 東陶機器(株) (現TOTO(株)) 取締役執行役員 平成17年6月 同社取締役常務執行役員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成21年4月 同社代表取締役社長執行役員 平成26年4月 同社代表取締役会長兼取締役会議長 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) TOTO(株) 代表取締役会長兼取締役会議長</p>	2,000株
<p>(候補者とした理由) 同氏は、TOTO(株)の代表取締役会長兼取締役会議長を務め、グローバル企業の経営者として豊富な経験や見識を有しております。また、平成26年6月より当社の社外取締役として、当社と利害関係のない独立した立場から、その経験や見識をもとに有益な意見をいただいております。これらにより、当社と利害関係のない社外取締役として、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>			
9	<p>※ よしまつたみお 吉松民雄 (昭和22年2月10日生)</p>	<p>平成12年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)取締役 平成16年3月 同社常務取締役 平成18年3月 同社専務取締役専務執行役員 平成18年7月 コカ・コーラウエストホールディングス(株) (現コカ・コーラウエスト(株)) 取締役専務執行役員 平成19年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)代表取締役社長 平成21年1月 コカ・コーラウエスト(株)取締役副社長 平成21年3月 同社代表取締役副社長 平成22年1月 同社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) コカ・コーラウエスト(株) 代表取締役社長</p>	1,000株
<p>(候補者とした理由) 同氏は、コカ・コーラウエスト(株)の代表取締役社長を務め、企業経営に関する豊富な経験や見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、当社と利害関係のない社外取締役として、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員でない取締役の候補者であります。
2. 倉富純男氏は、平成28年6月28日付で㈱九電工 社外取締役に就任予定であります。
3. 社外取締役にに関する事項は次のとおりです。
- (1) 張本邦雄氏および吉松民雄氏は社外取締役候補者であります。
- (2) 張本邦雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
- (3) 当社は、張本邦雄氏が代表取締役会長兼取締役会議長であるＴＯＴＯ(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っておりますが、その金額は後掲の当社の定める独立性基準の範囲内であります。
- (4) 当社は、吉松民雄氏が代表取締役社長であるコカ・コーラウエスト(株)と自動販売機設置料受入等の取引を行っておりますが、その金額は後掲の当社の定める独立性基準の範囲内であります。
- (5) 張本邦雄氏および吉松民雄氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員候補者であります。
- (6) 当社は、張本邦雄氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、吉松民雄氏につきましても、上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断いたします。

1. 当社または当社子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者※1またはその業務執行者※2
 2. 当社グループの主要な取引先である者※3またはその業務執行者
 3. 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー、従業員
 4. 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 5. 当社の主要株主※4またはその業務執行者
 6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
 7. 当社グループの主要な借入先※5の業務執行者
 8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
 9. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者
 10. 過去5年間において上記1～6のいずれかに該当していた者
 11. 以下に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - ① 上記1～7に該当する者のうち重要な地位にある者※6
 - ② 当社グループの業務執行者または非業務執行取締役
 12. 当社における通算在任期間が8年を超える者
- (注)※1 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた者をいいます。
- ※2 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これに類する役職者および使用人をいいます。
- ※3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいいます。
- ※4 主要株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。
- ※5 主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が、直近事業年度における連結借入金残高の10%以上の金融機関をいいます。
- ※6 重要な地位にある者とは、会社においては部長級以上、監査法人や弁護士事務所においては、所属する会計士、弁護士をいいます。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ ささきの 佐々木 希 (昭和28年1月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社自動車局整備事業部長 平成15年6月 西鉄モータース(株) (現西鉄エム・テック(株)) 代表取締役社長 平成20年6月 当社執行役員自動車事業本部技術部長 平成20年7月 当社執行役員自動車事業本部技術部長兼自動車技術主幹 平成22年6月 当社執行役員自動車事業本部副本部長兼技術部長兼自動車技術主幹 平成23年6月 当社取締役執行役員 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る	23,000株
(候補者とした理由) 同氏は、昭和52年の入社以来、主にバス事業に従事し、自動車事業本部技術部長、当社子会社である西鉄エム・テック(株)代表取締役社長を務め、現在は常務執行役員として自動車事業本部を担当するなど、バス事業における技術面・営業面での豊富な業務経験と実績を有しているほか、子会社の経営者としての経験も有しております。 また、平成23年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。 監査等委員会設置会社に移行後は、これらの経験と実績を活かし、監査等委員である取締役として、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	※ だい こく い せ お 大 黒 伊勢夫 (昭和28年9月13日生)	昭和53年 4 月 運輸省（現国土交通省）入省 平成 6 年 6 月 同省九州運輸局企画部長 平成11年 7 月 建設省（現国土交通省）都市局都市 再開発防災課長 平成15年 7 月 国土交通省自動車交通局貨物課長 平成17年 8 月 同省航空局監理部総務課長 平成18年 7 月 同省九州運輸局長 平成20年10月 同省観光庁観光地域振興部長 平成21年 7 月 同省海事局次長 平成23年10月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整 備支援機構理事長代理 平成24年 9 月 国土交通省近畿運輸局長 平成25年 6 月 一般財団法人空港環境整備協会理事 長 平成26年 6 月 当社監査役（常勤） 現在に至る	5,000株
(候補者とした理由) 同氏は、国土交通省出身であり、当社の主要事業である鉄道事業やバス事業についての知識や、外郭団体への出向など多様な職務経験を有しております。 また、平成26年6月より当社の常勤社外監査役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。 監査等委員会設置会社に移行後は、これらの経験と実績を活かし、当社と利害関係のない常勤の監査等委員である社外取締役として、経営陣の業務執行に緊張感を持たせることができるなど、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	※ たに まさ あき 谷 正 明 (昭和18年1月23日生)	平成5年6月 (株)福岡銀行取締役 平成7年6月 同行常務取締役 平成11年6月 同行代表取締役専務取締役 平成12年4月 同行代表取締役副頭取 平成17年4月 同行代表取締役頭取 平成19年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長兼社長 平成20年6月 当社監査役 現在に至る 平成26年6月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長 現在に至る 平成26年6月 (株)福岡銀行代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長 (株)福岡銀行 代表取締役会長 (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役 西部瓦斯(株) 社外取締役	0株
(候補者とした理由) 同氏は、(株)ふくおかフィナンシャルグループの代表取締役会長および(株)福岡銀行の代表取締役会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験や見識を有しております。 また、平成20年6月より当社の社外監査役として、その経験や見識をもとに監査を行い、取締役会および監査役会において有益なご意見をいただいております。 監査等委員会設置会社に移行後は、これらの経験と実績を活かし、監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>※ 佐藤尚文 (昭和26年8月27日生)</p>	<p>平成24年6月 九州電力(株)取締役常務執行役員業務本部長 平成26年6月 同社代表取締役副社長 現在に至る(重要な兼職の状況) 九州電力(株) 代表取締役副社長 (株)RKB毎日放送ホールディングス 社外取締役</p>	1,321株
	<p>(候補者とした理由) 同氏は、九州電力(株)における業務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、現在は九州電力(株)の代表取締役副社長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験や見識も有しております。 その知見等を活かした有益な監査が期待できるとともに、当社と利害関係のない監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
2. 社外取締役に関する事項は次のとおりです。
- (1) 大黒伊勢夫氏、谷正明氏および佐藤尚文氏は社外取締役候補者であります。
 - (2) 大黒伊勢夫氏および谷正明氏は、現在、当社の社外監査役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって大黒伊勢夫氏は2年、谷正明氏は8年であります。
 - (3) 当社は、谷正明氏が代表取締役会長である(株)福岡銀行と資金の借入等の取引を行っております。
 - (4) 当社は、佐藤尚文氏が代表取締役副社長である九州電力(株)と電力料支払等の取引を行っておりますが、その金額は前掲の当社の定める独立性基準の範囲内であります。
 - (5) 谷正明氏は、当社の特定関係事業者である(株)福岡銀行の業務執行者であります。同氏は、同行より取締役としての報酬を受けており、今後も受ける予定があります。
 - (6) 大黒伊勢夫氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - (7) 大黒伊勢夫氏が監査役を務める西鉄電設工業(株)において、同氏の在任中である平成26年9月、同社従業員による下請業者への水増し発注等の不正行為が発覚しました。同氏は、平素より法令遵守の観点から監査を行っており、事案発生後においては、同社の再発防止策の策定およびその進捗等を監視するとともに、取締役会において業務全般における規律の徹底や企業倫理のさらなる強化を求めるなど、再発防止に向けその職責を果たしております。
 - (8) 大黒伊勢夫氏および佐藤尚文氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員の候補者であります。
 - (9) 当社は、谷正明氏および佐藤尚文氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額設定の件

現在の取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第174期定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役は年額2千万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬限度額の定めを代えて、監査等委員でない取締役の報酬限度額の設定をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、役員報酬制度の見直し、社外取締役の職責の変化および昨今の経済事情等諸般の事情を勘案するとともに、今後のコーポレートガバナンス体制の一層の強化に備えるため、年額4億7千万円以内（うち社外取締役分4千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、使用人職務を兼務する取締役の使用人分給与は、従来どおり取締役報酬に含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は13名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されれば、監査等委員でない取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役の報酬限度額の設定をお願いするものであります。

監査等委員である取締役は、従前、監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加するとともに業務執行者の監督も行うこととなります。現在の監査役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第170期定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員である取締役の報酬限度額は、これらの職責と昨今の経済事情等諸般の事情を勘案するとともに、今後のコーポレートガバナンス体制の一層の強化に備えるため、年額1億2千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および上席執行役員に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由

現在の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションで構成されております。

本議案はこれらのうち、株式報酬型ストックオプションに代えて、第5号議案でご提案しております監査等委員でない取締役の報酬限度額とは別枠で、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および社長執行役員以下の上席執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度は、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を行うことで、株主と利益意識を共有するとともに、経営計画の実行を通じた企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと7名となります。

また、上記のとおり、本制度は上席執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には上席執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの上席執行役員が本制度の対象期間中に新たに監査等委員でない取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。本制度の対象となる取締役を兼務しない上席執行役員は本株主総会終結後の取締役会で選任される予定であり、その員数は5名です。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 議案の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が取締役等への報酬として拠出する金員を原資として、信託を通じて当社株式が取得され、当社が取締役等に対し、原則として取締役等退任時に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度であります。

本制度の対象となる取締役等は、「1. 提案の理由」に記載のとおり、監

査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および上席執行役員とします。また、本制度の対象期間（下記「(2)本制度の対象期間」で定義される連続する3事業年度をいう。）ごとに当社が拠出する金員を4億6千万円以内、取締役等が付与を受けることができるポイント（取締役等に対して役位および業績達成度に応じて付与され、1ポイントは当社株式1株とする。）の1年あたりの総数を43万ポイント以内（ただし、各対象期間の1年目および2年目において付与されるポイントは21万ポイント以内）とし、各対象期間において信託を通じて取得される当社株式の総数を85万株以内（平成28年3月31日現在の発行済株式総数に対し約0.21%）とします。なお、信託は、当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得する予定としております。

(2) 本制度の対象期間

当社は、連続する3事業年度（当初は平成29年3月31日に終了する事業年度から平成31年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度とし、下記(3)第2段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。

(3) 当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間ごとに4億6千万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(3)第2段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、対象期間ごとに85万株（株式分割・株式併合等が行われた場合には、その比率に合わせて変動する。）を上限に当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに追加拠出を行い、取締役等に対するポイントの付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金員の合計額は、

対象期間ごとの上限である4億6千万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法および上限

取締役等には、各対象期間中の毎年3月末日を基準日として同日の役位に応じてポイントが付与され、当該ポイントが中期経営計画（3カ年計画）の目標指標の達成度により変動します。ただし、各中期経営計画の目標指標の達成度の判定は計画期間終了時に行うため、対象期間のうち1年目および2年目は役位に応じたポイントが付与され、3年目は、役位に応じたポイントに加え3年分の当該ポイントに対する変動分が付与されます（変動分がマイナスの場合は3年目の役位に応じたポイントから控除します。）。このため、目標指標の達成度により、3年目に付与されるポイントは、1年目および2年目に比べ増減することがあります。ただし、取締役等が、対象期間中に取締役等の地位を退任した場合、死亡した場合または海外赴任により国内非居住者となった場合は、当該取締役等に対しては、当該対象期間に関する変動分は付与されないものとします。なお、1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等には、取締役等の退任時（取締役等が在任中に死亡した場合または海外赴任により国内非居住者となることが決定した場合は当該時点）に、当該取締役等に対象期間ごとに付与されたポイントの累計値に相当する当社株式等の交付等が行われます。

取締役等が付与を受けることができるポイントの1年当たりの総数は、各対象期間の3年目に付与されるポイントの上限である43万ポイント以内とします。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

取締役等に対する当社株式等の交付等は、取締役等の退任、在任中の死亡または海外赴任等の要件を満たした取締役等が所定の受益者確定手続を行うことにより、当該取締役等に対象期間ごとに付与されたポイントの累計値に

相当する当社株式数の50%（単元未満株数は切り捨て）について本信託から交付され、残りについては本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭が給付されるものとします。ただし、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、ポイントの累計値に相当する当社株式について本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使について

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使してくださいませようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること
- ② 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ③ インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること
- ④ 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降または Adobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること
- ⑤ ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること

※ Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいませようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743（フリーダイヤル）
午前9時～午後9時受付（土曜・日曜・祝日も含む）

2. 「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様および常任代理人様につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

<メモ欄>

株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル 8階 彩雲の間



(ご案内)

- 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- 当日は、専用駐車場の用意はございません。できるだけ当社バス、電車等の公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。